

社会福祉法人堺暁福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人堺暁福社会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規定でいう常勤役員とは定款第16条第2項、第3項における理事長及び常務理事をさす。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員は、報酬、賞与を支給することとし、退職金は支給しない。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員以外の理事、監事及び評議員）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (2) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に準ずる。
- (3) 常勤役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求に基づき、実際に要した費用を支払うものとする。なお、前払いを要するものについては概算払いにより支払うことができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に準ずる。
- (3) 非常勤役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求に基づき、実際に要した費用を支払うものとする。なお、前払いを要するものについては概算払いにより支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬等は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払う。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成29年度定時評議員会で本規程が承認されるまでの期間は、第10条の規定は適用しない。

この規程は、令和5年6月14日 定時評議員会議決後より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	役員報酬額
理事長	月額 850,000円
常務理事	月額 750,000円

別表2（常勤役員の賞与）

夏季賞与（7月支給）	報酬月額×2.2ヶ月分
冬季賞与（12月支給）	報酬月額×2.5ヶ月分
春季賞与（3月支給）	報酬月額×0.5ヶ月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

職務	日額（源泉所得税控除後）
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理事

職務	日額（源泉所得税控除後）
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）監事

職務	日額（源泉所得税控除後）
理事会、監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表4（職員給与との併給）

1. 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与として支給している額のうち下記の範囲内において役員報酬として支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 400,000円
常務理事	月額 300,000円

2. 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 900,000円
常務理事	合算上限月額 800,000円

3. 当法人職員を兼務し、職員賞与を支給している役員に対しては、下記の範囲内において役員賞与として支給する。

夏季賞与（7月支給）	報酬月額×0.7ヶ月分
冬季賞与（12月支給）	報酬月額×0.8ヶ月分
春季賞与（3月支給）	報酬月額×0.2ヶ月分